

鴻巣市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会議員政治倫理条例（平成18年鴻巣市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「当該事案の適否又は存否」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該審査請求の適否
- (2) 第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する請負の契約に関する遵守事項に違反する行為又は事実（以下「違反行為等」という。）の有無
- (3) 違反行為等があると認めた場合における審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に対する措置

第9条第2項中「当該議員」を「審査対象議員」に改め、同条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第3号に規定する措置は、次のとおりとする。ただし、措置を併せて講ずるよう決することを妨げない。

- (1) 本会議における議長の注意
- (2) 本会議における謝罪文の朗読
- (3) 議会役職の辞任勧告
- (4) 議員辞職勧告

第10条（見出しを含む。）中「議員」を「審査対象議員」に改める。

第11条の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条第1項中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改め、同条第2項中「第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する請負の契約に関する遵守事項に違反すると認められる議員」を「違反行為等があると認められた審査対象議員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 違反行為等があると認められた審査対象議員は、前項の措置を尊重し、

政治倫理の確保のために必要な措置を自ら講じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴻巣市議会議員政治倫理条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる審査請求について適用し、同日前にされた審査請求については、なお従前の例による。